

静岡県の文化振興に関する基本政策

～ ところに種まき、花も実もある「しずおかの文化」を目指して ～

《目次》

【第1章】基本的な考え方

- | | |
|---|---|
| 1 「文化」とは - その意義と必要性 | 2 |
| 2 21世紀は「文化力の時代」 - 文化を取り巻く環境の変化を踏まえて | 3 |
| 3 県民の自主性、創造性等を尊重する | 5 |
| 4 県の文化振興の取組 - 「これまで」と「これから」 | 6 |

【第2章】文化政策の目標 ～ 静岡県の文化政策が目指すこと ～

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 基本理念 | 8 |
| 2 基本目標 | 8 |
| 3 基本目標の展開 | 9 |
| 4 目標を達成するための三つの手段 | 9 |

【第3章】県の役割

- | | |
|----------------------|----|
| 1 県の原則的役割 | 10 |
| 2 県の取組の方向性 | 11 |
| 3 文化振興のための県の方策 | 12 |

平成18年2月7日(火)

静岡県生活・文化部文化政策室

【第1章】基本的な考え方

1 「文化」とは その意義と必要性

- (1) 「文化」(芸術文化、生活文化、伝統文化など。以下同じ。)は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、未来に向けた創造力を養うものである。
- (2) また、「文化」は、それ自体が固有の意義と価値を有するだけでなく、それぞれの地域における個性豊かな文化が、その地域のアイデンティティを形成し、地域に誇りや愛着を感じる契機となるとともに、経済活動において高い付加価値を生み出し、新たな需要の喚起や雇用の創出など、経済を量的にも質的にも発展させ、社会を活性化させる重要な基盤となるなど、多様な分野においてその役割を果たしている。
- (3) さらには、「文化」は、様々な価値体系を持っており、例えば、「文化」の中でも、人間の精神世界における洗練された表現である「芸術」は、単なる「癒し」「楽しみ」「安らぎ」だけではなく、人間の意識や社会に変革をもたらす“刺激的(過激)な”ものもあり、既成の秩序を批判し、あるいは既成の価値概念に揺らぎをもたらし、新たな価値観を投げ掛ける内容をも持ち合わせる。
- (4) このように、「文化」は、県民の“自己実現”の機会として、社会の新たな活力源となるとともに、社会を進化し、発展させるものである。

➡ 文化のもつ機能・役割は、県が総合計画の基本目標として掲げ、取り組んでいる、豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」を支える基盤となるものであり、文化は、すべての人々が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠な、県民全体の社会的資産であることから、その振興には社会全体で取り組む必要がある。

【参考】文化審議会「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」(平成14年12月答申)

～ 文化の果たす機能や役割(文化の意義)の整理 ～

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 人間が人間らしく生きるための糧 | - 人生を豊かにし、豊かな人間性を涵養、創造力を育む |
| 共に生きる社会の基盤の形成 | - 人間相互の結び付き、理解、尊重の土壌を提供 |
| 質の高い経済活動の実現 | - 新たな需要、高付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与 |
| 人類の真の発展への貢献 | - 科学技術等の発展の中、人間尊重の価値観に基づく働き掛け |
| 世界平和の礎 | - 文化交流を通じて、多様な文化の相互理解・尊重 |

2 21世紀は「文化力の時代」 - 文化を取り巻く環境の変化を踏まえて

(1) 文化に対する期待の高まり

ア 社会・経済の成熟化、ソフト化や厳しい財政状況などを背景として、「豊かさの象徴」としての文化から、地域の発展を支える「創造的な社会基盤」としての文化の役割が求められている。

文化は、経済的に豊かであるときの余興や飾りではなく、むしろ、経済状況が先行き不透明で、また時間的にも、精神的にもゆとりがない今こそ、文化の力が求められている。

イ 産業の構造が、物の生産を主体とするものからソフト化・サービス化の方向に比重を移している中で、産業の付加価値を生み出す源泉として、産業・経済の推進力としての文化が持つ効果や機能を踏まえた取組が重要なものとなっている。

ウ 経済のグローバル化の進展に伴い、文化による他の国・民族・地域の人々との交流とともに、それぞれの文化をお互いに尊重しあう多文化の共生の考え方が重要になっている。

エ 「文化力」は、産業・経済とともに社会に豊かさや活力をもたらす両輪となり、「地域力」となるばかりでなく、文化を通じた有為な人材の育成により、その「地域力」を支える「人間力」の向上をもたらすものである。

【参考】「日本 21 世紀ビジョン」専門調査会報告書（経済財政諮問会議：平成 17 年 4 月）

“2030 年の目指すべき将来像”として、「開かれた文化創造国家」を掲げる。

「伝統や創造力に裏付けされた生活・文化の魅力等により、世界に対して魅力と存在感のある国となる」、あるいは「日本の強みに基づく文化創造力を活かした「ジャパン・クール」な商品や生活様式が個性ある担い手や、優れた自然環境・生活環境をはぐくむ多様な地域によって生み出される「文化列島」となる」等としている。

(2) 文化を直接体験することの必要性の高まり

ア 経済的・物質的な豊かさを背景として、県民一人一人がそれぞれの多様な価値観に基づきライフスタイルを確立していることにより、文化に対する意識やニーズも多様化している。特に、情報化社会の急速な進展やコンテンツ産業の成長等により、県民と文化との関わり方、接し方も変化してきており、直接劇場やホールへ出掛けることから、各種メディアを媒体とした鑑賞等へと多様化している。

イ 文化との関わりは、本物の文化に生で出会った時の感動こそが、人々の感性を刺激し、旺盛な創造力を生み出すなど、社会に活力をもたらすものであることから、多くの県民に本物の文化を直接体験してもらうことが大変重要である。

特に、小中高校生などの次代を担う多感な世代にとって、本物の文化の体験が、感性の向上や人格形成に必要不可欠である

(3) 文化の担い手の多様化等を意識した取組の必要性の高まり

ア 地方分権推進一括法の成立を契機として、市町村合併をはじめ地方分権による「中央」から「地方」への動きが急速に進む中で、個性豊かで活力ある独自の地域づくりが求められている。

イ 文化の担い手も多様化しており、「行政」から「民間」への流れの中で、NPOやボランティア活動などが大きな役割を果たすようになってきている。

【参考】「文化芸術振興基本法」(平成13年12月)

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成14年12月)

地方公共団体の責務・役割

・地方公共団体の責務(基本法第4条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・地方公共団体の施策(基本法第35条)

地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策を図るよう努めるものとする。

・文化芸術の振興における地方公共団体の役割(「基本方針」)

地方公共団体は、国との連携を図り、自主的かつ主体的に、それぞれの地域の特性に応じて、多様で特色ある文化芸術を創造し、地域住民の文化芸術活動を推進する役割を担っている。

【参考】「地域文化で日本を元気にしよう！」(文化審議会文化政策部会報告書：平成17年2月)

「地域社会を活性化させる文化」として、地域経済を活性化させる文化、観光資源としての文化、教育や福祉の分野でも大きな効果を持つ文化が掲げられ、地方公共団体には、地域の「文化力」を結集するための調整、多分野との連携・協力を求めている。

3 県民の自主性、創造性等を尊重する

- (1) 文化を「創造する」「享受する」とともに、それらを支援し、又は仲介する等の「支える」ことが、すべての県民の権利であることにかんがみ、これらの権利を県民一人一人がお互いに尊重しあう社会の実現を目指すことが必要である。
- (2) 文化は多様であり、その多様性や個性が保障され、尊重されなければならない。
(少数だからという理由で排除されてはならないものである。)
- (3) 文化の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならないとともに、県民の文化活動の内容への不当な介入や干渉のないよう配慮されなければならない。

【参考】「文化芸術振興基本法」(平成13年12月)

・基本理念(第2条第3項)

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 県の文化振興の取組 - 「これまで」と「これから」

(1) 静岡県文化振興指針の策定と県の取組

ア 本県では、すべての県民が真に豊かで文化的な生活を享受できる「感性豊かな文化立県」を目指して、平成8年3月に『静岡県文化振興指針』（以下「指針」という。）を策定し、次の4点を文化振興方策の基本方向として、特色ある文化創造の拠点づくりや地域文化活動の支援など、文化の振興に積極的に取り組んでいる。

新しい文化の創出と国内外への発信

文化創造プロジェクト等の推進による創造的な文化活動支援、文化交流促進
多彩な文化・豊かな感性を育む環境づくり

県民の多様な文化芸術活動の充実や拠点施設の整備による支援、人材育成
伝統や歴史に培われた文化の継承

伝統文化の再発見や再評価による継承・活用、次代に伝える施策の展開
文化と産業との連携・融合の推進

地域文化資源等を活用した観光の振興、商工業との連携等による地域づくり

イ この四つの基本方向に基づき推進してきた事業において、伊豆文学フェスティバルでは、「しずおか世界翻訳者ネットワーク」の発足（平成15年9月）、舞台芸術の振興では、ロシアとの国家レベルの交流促進（平成14年11月～）、静岡国際オペラコンクールでは、オペラコンクールの国際音楽コンクール世界連盟への加盟（平成15年5月）、文化創造拠点施設として整備したグランシップでは、来館者500万人の達成（平成17年2月現在）など、それぞれ成果を上げることができた。

ウ しかしながら、文化と産業との連携・融合の推進については、観光や商工業等、それぞれの担当部署で積極的な事業推進を行っているものの、文化振興における事業展開や部局横断的な事業連携が不十分である。

エ さらに、各事業の目的や期待する成果、具体的な目標の設定が明らかでないために、的確な評価軸が設定できず、目標達成度（事業成果）を評価できていないのが現状である。

(2) 静岡県の新しい文化政策の枠組み

ア 平成 8 年に指針が策定されて以降、文化政策を取り巻く環境は大きな変化を示していることから、こうした変化を踏まえた文化政策そのもののあり方に関する枠組みの再編が求められている。

イ そこで、本県文化政策の基本的方向性や実効性ある政策の推進方策について多様な視点から調査・検討するための外部組織として、「静岡県文化政策推進会議」（以下「推進会議」という。）を平成 16 年 3 月 18 日に設置し、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請にかなう本県文化政策の在り方について検討を進めてきた。

ウ 推進会議から、平成 17 年 2 月 22 日に知事あての提言があった。

この提言では、様々な文化資源や多様な担い手を対象とした、“今求められている静岡県における新しい文化政策”の仕組み（枠組み）が提案されている。

(3) 本基本政策の位置付け

ア 県は、推進会議の提言内容を全面的に踏まえ、本県の文化振興に関する基本政策をここに定めるものである。

イ この基本政策は、現行の指針と同じく、県総合計画の部門計画としての性格を有するとともに、指針が平成 7 年度から概ね 10 年間の施策の基本的な方向、方策を体系的に明らかにしたものであることから、本基本政策は、その指針に代わるものとして、今後、概ね 10 年間を目途とした文化振興に関する考え方、施策の基本的な方向、方策を明らかにするものである。

【第2章】文化政策の目標

～ 静岡県の文化政策が目指すこと ～

1 基本理念

感性豊かな文化立県をめざして

- 感性豊かな人づくり、世界に輝く文化の香るくにづくり -

指針において文化振興の目標として掲げられた「真に豊かな生活が実感できる『感性豊かな文化立県』の実現」という目標を、理念として継承する。

2 基本目標

基本理念の下、県の文化政策における“今後10年程度の”“達成可能な”“より具体的な”政策目標を明確化する。

「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、
感性豊かな地域社会の形成を目指す。

「みる」 = 「味わう、発見する、知る、体験する、学ぶ、観る、聴く・・・」など、文化を広く認知・享受すること

「つくる」 = 「行う、作る、活用する・・・」など、プロとして、アマチュアとして、文化を創造・活用・発展させること

「ささえる」 = 「支える、つなげる、伝える、残す・・・」など、文化を県民自らが支援し、共有・継承すること

静岡県には、県内各地域に、豊かで多様な文化資源（伝統的な有形・無形の文化遺産から、現代的なアート活動や文化産業まで、その担い手である様々な人材や団体も含めて）が多数存在している。

これらの文化資源をいかに掘り起こし、活かし、発展させ、県民の真の豊かさや幸せにつなげていくかが重要であり、そのための政策こそが文化政策と言える。

これらの文化資源の原点こそが、その担い手としての「人」であることから、今後の県の文化政策の基本目標として、「地域の多様な文化資源を「みる」人・「つくる」人・「ささえる」人を育て、感性豊かな地域社会を形成する」ことを掲げる。

3 基本目標の展開

基本目標は、「みる」人・「つくる」人・「ささえる」人を育てる仕組みづくりや環境づくりを進めることにより、「人間力」の向上を目指すものである。

「人間力」が向上した人々の地域社会における活発な活動を通して、新たな文化が創造され、また個性的な文化が継承され、地域の文化の魅力度、すなわち「文化力」が高められる。

この「文化力」は、本県の魅力を形成・発信し、本県に暮らす人々に誇りや希望を持たせるとともに、様々な人、文化、産業、情報などを惹きつけ、また、それらと交流することにより、本県の「地域力」を向上させるものである。

このように、基本目標の設定は、「人間力」向上を基盤とした魅力ある「文化力」の形成により、新たな産業を生み出し、経済を支え、国内外との交流を促し、本県の「地域力」をさらに高めていくことで、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指そうとするものであり、さらには、これらの「文化力」、「地域力」が創造的で有為な人材を育て、県民が未来に希望を持てる、持続的な地域社会の実現につなげていこうとするものである。

4 目標を達成するための三つの手段

(1) 地域の多様な文化資源を享受することができる能力の育成

(主として、「みる」人を育てるために)

他力(東京や海外からの文化の輸入)だけに頼るのではない、本県固有の文化資源を生かすことを重視する観点から、県内各地域に存在している(場合によっては隠れている、眠っている)豊かで多様な文化資源を、県内外、さらには国外の様々な人々の交流の中で発見・発掘し、積極的に紹介することにより、それらを広く享受することができる能力を育て、個性ある“しずおか文化”にあふれた地域の形成を目指す。

(2) 様々な政策分野との連携による創造的人材の育成と創造的環境の整備

(主として、「つくる」人を育てるために)

直接的な文化の振興だけでなく、文化の「創造性」を核として、まちづくり、福祉、産業振興、雇用、教育など、様々な政策分野との連携により、創造的な人材が育成され、創造的な活動が営まれていく社会環境の整備を図る。

特に、創造性を育む教育分野との連携、文化のもつ経済的な効果や機能を踏まえた、産業政策との連携により、子どもや若者、文化活動に関わる人々にとって、未来に希望が持てる地域社会の形成を目指す。

(3) 県民が参加し、支援する、持続可能な文化振興システムの形成

(主として、「ささえる」人を育てるために)

文化と社会とをつなぐ、「文化を支える人々」(メセナや文化団体、文化NPOなど)の育成と活動のネットワーク化を促進するとともに、県民、文化団体、NPOなど様々な文化の担い手との“パートナーシップ”により文化を振興する、持続可能な仕組みづくりにより、創意と活力あふれる、「参加」と「協働」の地域社会の形成を目指す。

【第3章】県の役割

1 県の原則的役割

文化振興の主役は県民(様々な文化団体や企業等も含めて)であることを踏まえ、市町村と協力しつつ、県にしかできない施策を進めていく。

(1) 「文化政策」の推進と他の政策分野との連携

ア 多様な文化の担い手の活動を支援するための条件(環境)整備を進めることを基本として、文化振興に関する基本的な方針を確立するとともに、施策を総合的かつ効果的に推進するための基本計画の策定や、政策実現のための仕組みづくりを進める。

イ 政策の推進に当たっては、関連する他の政策分野 特にまちづくりや産業振興、青少年教育など との連携や総合的な調整を積極的に図る。

(2) 文化の牽引力となる象徴的な芸術文化の振興

ア 市町村や民間では実施困難な、県民の誇りとなり、本県の魅力を高め、様々な人々(世界的芸術家や創造的起業家から、一般の観光客まで)を惹きつけることが可能な象徴的な事業に取り組む。

イ 文化の水準向上の直接的な牽引力ともなる芸術文化の推進により、世界的視野に立った新たな文化の創造、国内外への発信と交流の拡大、高度専門的な人材の育成や質の高い芸術文化に直接触れる機会の提供を進める。

(3) 市町村との役割分担と連携

- ア 基礎自治体である市町村が地域における文化の振興に果たす役割の重要性を踏まえ、広域自治体として市町村をサポートするとともに、市町村間の連携や、小規模な自治体・中山間地域などの地域格差の是正に配慮した施策に取り組む。
- イ 専門的な人材育成や情報提供、また子どもや高齢者、障害者などを含めたすべての県民の文化に接する機会の提供に向けての環境整備に取り組む。

(4) 民間主導の活動に対する側面的支援

民間主導の施策の展開に関する支援については、民間の主体性を尊重し、その活動の促進と阻害要因（障害）の除去に配慮するとともに、民間における文化活動の相互連携・支援を促進するなど、側面的な支援を軸に取り組む。

2 県の取組の方向性

県の原則的役割に基づき、基本目標の実現に向け、以下の事項を重点的に取り組む。

(1) 施策を総合的に推進するための基本計画の策定

本基本政策と今後制定を検討する基本条例に基づき、本県の文化振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中長期的な視点による全庁的な施策体系（具体的な施策例を含む。）などを盛り込んだ基本計画を策定する。

(2) 政策実現・推進のための仕組みづくり

文化政策におけるP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの確立や他の政策分野との連携、政策への民意の反映、多様な担い手との協働・連携のための新たな仕組みづくりに取り組む。

(3) 「第24回国民文化祭」への取組

平成21年度に本県で開催する「第24回国民文化祭」を、本県の新たな文化政策の実現の場として位置付け、開催に向けて様々な角度からの取組を進めるとともに、国民文化祭の開催が本基本政策推進のほぼ中間地点にあたることから、その成果を検証し、必要な見直しを行う機会とする。

3 文化振興のための県の方策

(1) 政策推進、実効性担保のための仕組みづくり

文化政策におけるP D C Aサイクルや他の政策分野との連携、政策への民意の反映の仕組みを確立するとともに、多様な担い手との協働・連携のための新たな仕組みづくりを進める。

そのために、政策審議機関や政策評価機関の新たな組織の設置、文化基本条例の制定、県における推進体制のあり方検討について取り組む。

また、「民」の力を最大限に発揮するため、中間支援に係る民間主体の組織の基盤づくりを支援する。

ア 文化政策審議機関の設置

文化政策の決定に関する事前のチェック機関として、条例により根拠付けする、第三者による文化政策審議機関を設置する。

知事は、文化政策に関する計画、施策、事業の内容など、文化の振興に関する基本的な事項について、適宜、当審議機関に諮問し、助言を受けるものとする。

当審議機関は、公開と県民の参画を原則とし、県民の意見の反映に努めるものとする。

将来的には、国内外の事例なども参考にしながら、県から一定程度独立して文化政策の形成や推進を行う専門機関の設置の必要性についても検討していく。

イ 持続的な政策評価システムの構築

政策評価に当たっては、県が自律的な改善を目指して自己評価を行うとともに、その評価結果について、外部からの視点でチェックする必要がある。このため、文化政策の決定に関する事後のチェック機関として、条例により根拠付けする、第三者による文化政策評価機関を設置する。

当評価機関は、中長期的な視点に立って、政策と目標との整合性、目標に対する達成度や投資効果の測定等による成果などについて、政策形成過程や施策体系を含めた検証、評価を行い、知事に提言するものとする。

当評価機関は、公開と県民の参画を原則とし、県民の意見の反映に努めるものとする。

評価基準の設定に当たっては、評価対象の特性を踏まえ、定量的な評価軸だけでなく、定性的な評価軸を含む適切な評価方法を確立するよう努める。

ウ 文化基本条例の制定

文化政策の継続性を担保するため、県の文化振興における基本理念や県の役割、施策の方向などを明らかにした条例を制定する。

条例には、文化政策に関する審議機関や評価機関などの政策の実効性を担保する仕組みを位置付けるとともに、県民の文化に関する権利とそれに関わる県の責務などについても規定するものとする。

エ 文化に関する中間支援の仕組みづくり

文化を理解し、支えることで、文化と社会とをつなぐ役割を果たしている、現代の「目利き」とも言えるプロデューサー的存在（企業メセナや文化団体・文化NPOなど）の育成や、それらの活動のネットワーク化を支援し、県を含む様々な文化の担い手が「協働」により活動できる仕組みづくりを促す。

文化に関する各種リソース（資金、人材、ノウハウ等）の仲介、文化に関する情報の蓄積・提供などを行い、様々な担い手の相談窓口として機能する中間支援のための組織づくりを支援する。

オ 県における推進体制

文化の振興に関する様々な施策は、知事部局及び教育委員会の広範な部課にわたっており、これら関係部課間の連携をとり、総合的な文化政策を展開していくために必要な推進体制を強化する。

知事部局と教育委員会の事業内容や組織のあり方についても、評価検討を進める。

(2) 象徴的事業の展開による本家本元の静岡ブランドづくりと情報発信

ア 本県文化の質や水準の高さの向上の牽引力となり、国内外に誇れる象徴的事業の展開により、本家本元の静岡ブランドづくりと情報発信を進め、様々な人々が惹きつけられ、交流する、魅力ある地域づくりを目指す。

イ 本県の文化の“頂点”を高めていくためには、その周辺を支える“すそ野”となる県民の活動が幅広く行われることが重要であることから、象徴的事業の取組成果の還元により、高度専門的な人材や質の高い鑑賞者・支援者の育成を図るとともに、県民の活動への様々な支援を行う。

(3) 多様な文化資源の発掘・保存・継承・活用

地域に根ざした伝統的、歴史的文化をはじめ、地域の“隠れた（あるいは眠っている）個性的な文化資源”、新たに創造された地域文化等、本県の多様な文化資源（文化産業や担い手を含む。）の発掘・保存・継承・活用を支援する一方、文化資源に関する情報を広く収集し、またその一元化を進め、それらの情報の発信や観光・国際交流などへの活用を図る。

(4) 県民の文化活動の活性化・持続化

既設の文化拠点施設の活用や関係団体との連携強化により、県民の創造・鑑賞・発表・支援など多様な文化活動の機会や場の創出・充実を図るとともに、市町村が行う文化振興施策や民間団体等が行う文化活動を促進するための必要な支援を行い、県民の幅広い文化活動の活性化・持続化による「すそ野の広がり」を目指す。

(5) 他の政策分野との連携による人材の育成や環境の整備

ア 学校教育等との連携により、次代の文化の担い手となる青少年に対し、文化の必要性を理解させるとともに、直接文化に接する機会や場を提供し、多感な世代の感性の向上や豊かな人間性の形成、さらには創造性のある人材の育成に寄与するよう努める。

イ 地域振興や産業経済などの政策分野との連携により、地域における文化に関わる産業の振興に努めるとともに、映像、音楽、放送、出版その他文化の創造に資する産業の誘致、育成を図ることにより、創造的環境の整備と「文化の産業化」「産業の文化化」を促進する。

ウ 福祉や教育、ユニバーサルデザインなどの政策分野との連携により、居住する地域の地理的条件、年齢、性、心身の障害の有無、集団・個人の別などを問わず、全ての県民の文化に対する距離の均等化を図り、高齢者、障害者等の文化活動が阻害されることなく行われる環境の整備を進める。